

前橋市個人番号カード利用条例の改正について（議案第26号）

情報政策課

1 改正の理由

個人番号カードの交付申請と同時にマイタクの利用申請を行うことができるようにするため、所要の改正を行う。

2 内容

現に個人番号カードの交付を受けている者に加え、個人番号カードの交付を受けようとする者についても、個人番号カードを利用したマイタクのサービス提供に係る利用申請を行うことができることとする。

3 施行期日

公布の日